

◆加入者が脱会する場合の届出です。共済会システムから「解除届」の届出をしてください。その際、解除区分「脱会」を選択すると「脱会申請書」が出力されますので、出力された「脱会申請書」に従事者共済会に郵送してください。当月10日までに本届出が従事者共済会に届く必要があります。遡及での脱会はできません。

様式第2-2号

記入例

## 従事者共済会 脱会申請書

20〇〇年〇月〇日

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会会長 宛

法人名 社会福祉法人 お茶の水福祉会

法人代表者 理事長 山田 花子

印

従事者共済会規程を承諾し、下記のとおり、従事者共済会を脱会いたします。

施設番号 05678	<問合せ先> 担当者 佐藤 真理子
施設・団体名称 〇〇保育園	電話 03-3235-XXXX

脱会日(西暦) 20△△年3月末日

貸付有無 無

脱会は遡及手続きはできません。

加入者番号	加入者氏名
123500	柏 優子

※太枠内は加入者本人が記入すること

加入者記入欄	
私は、従事者共済会の脱会について理解し、下記のとおり脱会を届出いたします。	
脱会理由	*「1年未満での退職が決まった」等、具体的にご記入ください。 1年未満での退職が決まったため
加入者氏名(自署)	柏 優子
	加入者印 印

### 【作成にあたってのご注意】

- 1 本届出は、共済会システムで「解除届」の届出時に、解除区分「脱会」を選択すると出力されます。
- 2 加入者記入欄に加入者本人から脱会理由の記入、署名・捺印を受けてください。
- 3 法人代表者印を押印後、原本を従事者共済会に郵送（当月10日必着）し、コピーを施設保管してください。
- 4 加入期間が12か月以上ある場合、加入者負担分の掛金累計額のみ給付いたしますので、別途「受給申請」が必要です。